

議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、欠席 1 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 12 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 4 番 野村委員さん、第 5 番石川委員さん指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回総会から今日までの日程行事につきまして報告いたします。

3月8日、次世代人材投資事業中間評価ということで市役所の会議室および、市内の新規就農者の農地にて、川口部会長に出席いただきました。3月24日、農業振興地域整備促進協会、担手育成総合支援協会ですが、そちらの方も川口部会長に出席いただきました。

以上で報告終わります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4 件を上程いたします。

整理番号 1 番について、担当委員の私から説明をいたします。

委員

整理番号 1 番について説明します。

3月16日、推薦人の奥様と事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここにはブロッコリー、白菜などが植わっていましたが。今は春野菜用にトラクターをかけてきれいにされておりました。

委員

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の土地でして、ここは以前、植木農家だったので植木がたくさん植わっていたのですが、さんが病気で出来なくなってきたということで、今は大きな木を切り倒して根を取ったりして、畑用にしているところです。トラクターをかけて、畑用に春野菜の準備をしていたりしていました。畑に大きな木がたくさんあるので、少しずつ木を切って畑になるようにしてくださいということを伝えています。

地番、地目畑、面積

茶畑になっていまして、一部田んぼもありました。草もひどかったのでトラクターをかけて、きれいにしてくださいと伝えました。

地番、地目畑、面積

ここは冬野菜の残りネギが残っていましたが、空いているところはトラクターをかけていました。

地番、地目畑、面積

ここもトラクターをかけていました。大きな植木が残っていて、出来れば少しずつ、きれいな畑になるようにしてくださいと伝えました。

地番、地目畑、面積

大きな植木があったのですが抜本して、今はジャガイモ等を植えています。まだ大きな木が残っているのですが、いっぺんに出来ないので、少しずつ切って畑に戻してくださいと伝えてあります。収穫後のところはトラクターがかけてあり、管理されておりました。

委員

植木畑には、大きな木が残っているので、少しずつ処分して畑にしていくように伝えております。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号2番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 野村です。

整理番号2番について説明します。

3月16日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

両畑ともきれいに植栽されており、畑として問題なく管理されておりました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号3番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 鈴木です。

整理番号3番について説明します。

3月16日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

こちらは の畑でして、植木が植えられておりました。

(地番)にはハウスが2棟ありまして、色々な苗木が育てられていました。どの畑もよく管理されており、特に問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号4番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員会

推進委員の鈴木です。

整理番号4番について説明します。

3月16日、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は若草小学校の南側にある自宅の畑です。

(地番)南側にハウレンソウ、小松菜、玉ねぎが植えられており、空いているところには、今後キュウリ、ナス、ピーマンを栽培する予定です。

(地番)ジャガイモ、里芋、キャベツ等が栽培されておりました。

両方ともよく管理されておりました。

(地番)北側には植栽物があり、通学路にはみ出ていましたので、剪定をお願いしました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12名]

議長

挙手 12名により、可決されました。
よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の、
さんが令和4年2月18日に死亡されたため、相続人である、
さん、
さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、3月16日に町田委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号8番 町田です。

事務局の説明の通りです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12名]

議長

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の3Pを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の、 さんから譲受人の、 さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

事務局

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、牧草およびブルーベリーを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の、 さんから、譲受人の、 さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、牧草やブルーベリーを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、3月18日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、影山委員さんの補足説明はございますか。

委員

推進委員の 影山です。

整理番号1番について説明します。

現地の方を見てまいりましたが、 さんは村山の方で酪農をしています。

委員

近くにジェラード屋さんを営んでおりまして、今の農地は牧草にするとのことですが、将来的にはブルーベリー等を栽培して、それを使ったアイスクリームを作りたいとのことでした。

以上です。よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による賃借権の設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号1番、2番および3番4番を合わせて御説

明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《住所氏名、申請地を読み上げ》

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

事務局

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できることではありますが、彩の榊については、役員のうち2名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、榊の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、3月18日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から4番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員会

議席番号2番 川鍋です。

議案第4号につきまして、3月18日、事務局2名と現地調査を行いました。

この畑は一部を省きお茶畑になっています。お茶の木を一つ置きに抜本して、その間に榊の苗を植えるということでした。この土地は3年位前に、彩の榊が借りておりまして、榊を植える準備が出来つつあるということを確認しております。特に問題はありません。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長 御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手 12名により、可決されました。

議長

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」2件を御説明いたします。

まず、整理番号1番は農地所有者が自ら農園を開設する農家開設型農園による手続きで、整理番号2番は青梅市が農園を開設する手続きになります。

農家開設型農園の場合、青梅市と所有者の間で貸付協定を作成し、その後、所有者が貸付規定を作成いたします。

市が開設する場合は、市が貸付規定を作成することになっております。

詳細についてはお手元にパンフレットをお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

事務局

それでは、整理番号1番について御説明いたします。青梅市が土地所有者と特定農地貸付協定を締結している農家開設型市民農園について、所有者から新規に開設したい旨の申請がありました。

その申請を受け、青梅市長より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、農業委員会へ承認の申請がございました。

別紙1が貸付協定、別紙2が貸付規定、別紙3が農業委員会への申請書の写し、別紙4が区画割の案となっております。

承認を受けようとする農地でございますが、

整理番号1《農地所有者、権利種類、区画数、所在、地目、面積を読み上げ》

現地調査でございますが、3月18日に影山委員さんで行いまして、開設することについて、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番

こちらは特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、青梅市長から承認申請がありましたので、提案させていただきます。

《農地所有者、権利種類、区画数、所在、地目、面積を読み上げ》

別紙5は要綱、別紙6は農業委員会への申請書の写し、別紙7が区画割の案となっております。

現地調査でございますが、3月16日に加藤会長で行いまして、市民農園開設について、特に支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

先に整理番号2番から、担当委員の私から説明いたします。

委員会

周りに他の人の畑もあるということで、区画の時に畑との間を少しあけていた
だいて、人の畑には迷惑がかからないようにと気配りをしております。いい土地
なので、美味しいものがたくさんできるかなと思いました。

議長

整理番号1番につきまして影山委員さんの補足説明はございますか。

委員会

推進委員の影山です。

さんは、以前は栗を栽培されていました。今回、開設型の農園をやるというこ
とでして、これからは市民の方が市民農園以外でも、こういった形でも農業に携
わっていただけるようになるということは、大変いいことだと思いますので、よ
ろしくをお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手
をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第5号「特定農地貸付けに関する承認について」2件は原案の
とおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」は、3 件で 1 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、1 2 件で 2 ページから 3 ページに記載されたとおりです。

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1 件で 4 ページに記載されたとおりです。

こちらについて、事務局より補足説明があります。

事務局

先月の農業委員会でかけた、農業委員会による非農地証明について一部雑種地として判断し、別の手続きにより処理する旨を御説明いたしました。その後東京都から、雑種地としてではなく、原野としてまとめて非農地判断を行うよう訂正の連絡がありましたので、原野として法務局には回答いたしましたので、この場で補足させていただきます。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 4 時 から開会いたします。